

# 岐阜県公報

号外 (45) 平成二十五年 四月 一日

## 目 次

### 告 示

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関

(危機管理課)

ページ  
一

## 告 示

岐阜県告示第二百三十三号の二

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第二項の規定により知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとする。

なお、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関に関する告示（平成十七年岐阜県告示第三百三十八号）は、廃止する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一般社団法人岐阜県LPガス協会
- 公益社団法人岐阜県バス協会
- 一般社団法人岐阜県トラック協会
- 株式会社岐阜放送
- 岐阜エフエム放送株式会社
- 一般社団法人岐阜県医師会
- 公益社団法人岐阜県歯科医師会
- 一般社団法人岐阜県病院協会
- 公益社団法人岐阜県看護協会
- 一般社団法人岐阜県薬剤師会

平成二十五年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社